

ASSESSMENT

15 October 2026



コンタクト

Natasha Talisca
AdriantoALA Sustainable Finance Assessments
ムーディーズ・ジャパン株式会社
natashatalisca.adrianto@moodys.com

MJ Park

Analyst-Sustainable Finance Assessments
mj.park@moodys.com

Maisam Hasnain, CFA

SVP Mgr-Sustainable Finance Assessments
maisam.hasnain@moodys.com

株式会社三菱UFJ銀行

セカンド・パーティー・オピニオン：円貨（JPY）グリーン預金フレームワークにSQS3を付与

概要

ムーディーズは、株式会社三菱UFJ銀行（以下、「MUFG」）の2026年10月付の円貨（JPY）グリーン預金フレームワークに対してSQS3のサステナビリティ・クオリティ・スコア（高い）を付与した。MUFGは、10の適格グリーンカテゴリーの資金調達を目的とした資金使途限定型のフレームワークを設定している。本フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則（GBP）2025およびローン・マーケット・アソシエーション、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション、ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LMA/APLMA/LSTA）のグリーンローン原則（GLP）2025の4つの核となる要素に適合しており、サステナビリティへの貢献度が中位（Moderate）であることを示している。

サステナビリティ・クオリティ・スコア

原則との適合
資金使途

総合的な適合度



要因 適合度



サステナビリティへの貢献度

最終的なサステナビリティへの貢献度

予備的なサステナビリティへの貢献度
関連性と重要度

追加の考慮事項 調整なし

ある時点の評価

本稿は2026年10月15日発行の英文版[MUFG Bank, Ltd.:Second Party Opinion – Domestic currency-denominated \(JPY\) Green Deposit Framework Assigned SQS3 Sustainability Quality](#)の翻訳です。

対象

ムーディーズは、MUFGの円貨（JPY）グリーン預金フレームワーク（以下「フレームワーク」）が、ICMAのGBP 2025およびLMA/APLMA/LSTAのGLP 2025の4つの核となる要素に適合しているかどうかを含め、そのグリーン性についてのセカンド・パーティー・オピニオン（SPO）を作成した。MUFGは本フレームワークに基づき、本稿の付録3に記載する10の適格グリーンカテゴリに該当するプロジェクトの資金調達を目的として、グリーン預金を受け入れる予定である。

ムーディーズによる評価は、2026年10月付の円貨（JPY）グリーン預金フレームワークに基づいて行われた。ムーディーズの意見は、同フレームワークに関する現時点の詳細な評価¹と、公開情報および同行が提供した非公開情報を考慮したものである。

本稿は、2025年10月発行の「[Assessment Framework: Second Party Opinions on Sustainable Debt](#)」（日本語版2025年11月発行「[サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン](#)」）に基づき作成された。

発行体の概要

株式会社三菱UFJ銀行は、世界有数の金融グループであり、日本最大の銀行グループである三菱UFJフィナンシャル・グループの完全子会社である。同行は、世界の個人、法人および機関投資家の顧客に対し、商業銀行業務、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング、トランザクション・バンキング、トレジャリー・サービス、ウェルス関連ソリューションなど、幅広い金融サービスを提供している。同行の資本金は1兆7,119億5,800万円である。2025年3月31日時点で、同行の従業員数は31,427人であり、日本国内に415支店、海外に100支店からなる広範なネットワークを展開し、日本国内および世界約40カ国の顧客を支援している。

同行は、炭素集約度の高いセクターへのエクスポージャーを抱えており、主に炭素移行リスクに起因する環境リスクにさらされている。同業他社と同様に、同行は、より広範な炭素移行目標の達成に向け、規制当局や関係者からの期待が高まっている。同行の物理的気候リスクは対処可能であると考えられる。また、同行は社会的リスクにもさらされている。日本では過去数十年にわたり人口減少と高齢化が進んでおり、人口動態の変化が特に重要な課題となっている。

強み

- » グリーン預金による調達資金は、預金受入時に既存の適格資産に全額充当される見込みであり、24カ月以内に資金を充当するという市場のベストプラクティスに沿っている。
- » グリーン預金の残高が存続する限り、調達資金の充当状況およびインパクト・レポーティングが年次で報告される。
- » 調達資金の充当状況およびインパクト・レポーティングについて、独立した外部機関による年次レビューを受けることが確約されている。

課題

- » 一部の適格カテゴリでは閾値が広範に設定されているため、期待される環境便益の規模を評価するための情報が限定的である。
- » 本フレームワークは現在の市場慣行に沿っているものの、ピュアプレイ企業に対する一般事業目的の融資を資金使途に含めることは非標準的であり、サステナビリティ目標との資産レベルでの整合性、資金の充当および追跡管理、インパクト・レポーティングの面で固有の課題が生じる可能性があるほか、二重計上のリスクも高まる。

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(<https://ratings.moody's.com>)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

原則との適合

MUFGの円貨（JPY）グリーン預金フレームワークは、ICMAのGBP 2025およびLMA/APLMA/LSTAのGLP 2025の4つの核となる要素に適合している。原則との適合性スコアカードの概要については、付録1を参照されたい。

- | | |
|--|--|
| ☒ Green Bond Principles (GBP) | ☒ Green Loan Principles (GLP) |
| ☐ Social Bond Principles (SBP) | ☐ Social Loan Principles (SLP) |
| ☐ Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP) | ☐ Sustainability Linked Loan Principles (SLLP) |

資金使途

不適合

一部適合

▼
適合

ベストプラクティス

適格カテゴリーの明確性 – 適合 (ALIGNED)

MUFGは、適格支出の性質を明確に説明しており、ほぼすべての適格プロジェクトカテゴリーについて適格基準および除外基準を定めている。調達資金は設備投資および営業費用に充当することができ、適格プロジェクトはMUFGが事業を展開する世界各国で実施される可能性がある。本フレームワークでは、多くの適格活動について技術的基準および閾値が設けられているものの、すべてのカテゴリーについて定量的な閾値または詳細な技術的基準が設けられているわけではない。

ICMAのグリーンボンド原則の根幹となるのは、明確な環境・社会便益を有する適格プロジェクトに、債券の調達資金を全額充当することである。想定されている資金調達の一部、特にピュアプレイ企業への融資については、サステナビリティ目標との整合性、資産レベルでの資金の充当および追跡管理、ならびにインパクト・レポートの面で懸念が生じる可能性がある。

本フレームワークでは、過去5年間の収益の移動平均のうち、適格活動から得られる収益が少なくとも90%を占めるピュアプレイ企業に対する一般事業目的の融資に、調達資金を充当することが認められている。借入人による資金使途は特定の適格支出に紐付けて追跡されないものの、MUFGは、借入人の事業活動全体と本フレームワークの環境目標との強い関連性を確保するための適格要件を定めている。具体的には、適格借入人は、本フレームワークの適格カテゴリーに整合する活動から収益の少なくとも90%を得ている必要があり、かつ、本フレームワークの除外基準に該当する活動に従事してはならない。

適格なピュアプレイ企業を特定・評価するため、MUFGは、90%の収益基準への適合性を検証するため、財務諸表、セグメント情報およびその他の裏付け資料のレビューを含む社内評価手続きを適用している。適格企業はまた、MUFGの標準的な信用審査プロセス、環境・社会（E&S）リスク管理手続き、およびサステナブル・ファイナンス・フレームワークに定められたプロジェクトの評価・選定プロセスの対象となる。さらに、MUFGは、ピュアプレイ企業向け融資に充当された資金について、他の適格資産と同様にグリーン預金ポートフォリオ内で追跡管理することを明らかにしている。

MUFGはまた、適格性の継続的なモニタリングおよび資金充当の適切性を確保するための措置を講じている。ピュアプレイ企業向け融資については、90%の収益基準を継続して満たしているかどうかの検証を含め、毎年適格性のレビューが実施され、適格要件を満たさなくなった融資は、年次の照合プロセスを通じてグリーン預金ポートフォリオから除外される。また、本フレームワークでは、他のテーマ型金融商品を通じて資金提供された適格プロジェクトとの二重計上を回避することを確約している。

これらのリスク低減措置に加え、90%の収益基準が設定されていることを踏まえ、ムーディーズは、本フレームワークの構造は現在の市場慣行に沿っており、関連する潜在的なリスクを概ね低減する上で十分であると考えている。

環境目標の明確性 – 適合 (ALIGNED)

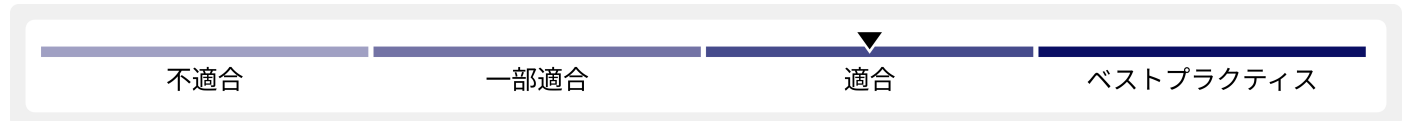
MUFGは、10の適格プロジェクトカテゴリーすべてについて、関連する環境目標を特定している。これらの目標は、国連（UN）の持続可能な開発目標（SDGs）（付録2参照）など、国際的に認知された基準と整合している。

期待される便益の明確性 – 適合 (ALIGNED)

MUFGは、ほぼすべての適格プロジェクトカテゴリーについて、関連性があり、測定可能な期待される環境便益を特定している。フレームワークには明記されていないものの、MUFGは、再生可能エネルギー、グリーンビルディング、生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理、クリーン輸送、ならびに環境効率および／または循環経済に適応した製品・生産技術・プロセスの5つの適格カテゴリーについて、参考となるインパクト指標を提示している（付録3参照）。残る5つの適格カテゴリーについては、将来のレポートに向けて検討中のインパクト指標の例を提示している。ただし、これらの具体的な指標は現時点では正式に設定または確約されておらず、今後最終決定される予定である。

MUFGは、想定されるリファイナンス比率を開示しておらず、リファイナンスの最長ルックバック期間も定めていない。グリーン預金の資金充当対象となる適格資産は、既に融資が実行された資産から選定され、グリーン預金による調達資金はリファイナンスにも充当される可能性がある。

プロジェクトの評価と選定のプロセス

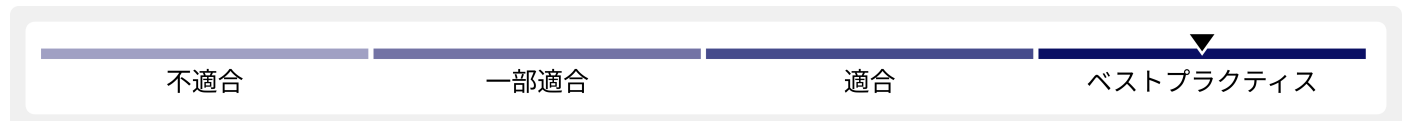


適格プロジェクトを選定およびモニタリングするプロセスの透明性と明確性 – 適合 (ALIGNED)

MUFGは、適格プロジェクトを評価・選定するための体系的なプロセスを構築しており、2024年7月付のMUFGのサステナブル・ファイナンス・フレームワークに記載された内容に沿ったものであることを確認している。適格プロジェクトは、適用される適格基準に照らして評価され、MUFGの関連部門が評価・選定プロセスに関与し、最終的な選定は同行の内部ガバナンス・プロセスを通じて行われる。MUFGは、預金の受入前および商品提案のプロセスにおいて、評価・選定プロセスを預金者に説明する。

MUFGはまた、適格プロジェクトに関連する環境・社会（E&S）リスクを特定・管理するためのプロセスを適用し、これらのプロセスを預金者に説明する。各カテゴリー固有の適格基準および除外基準に加え、MUFGは、該当するファイナンスにMUFG環境・社会ポリシーフレームワークを適用し、標準的なデューデリジェンスを実施するとともに、必要に応じて特に留意を要する事業について強化されたデューデリジェンスを実施する。該当する大規模プロジェクトについては、赤道原則に従ってE&Sデューデリジェンスおよびモニタリングも実施する。これらのプロセスは、環境・社会面のリスクをさらに低減するための措置として機能する。適用される適格基準を満たさなくなった融資は、年次の照合プロセスの一環としてグリーン預金ポートフォリオから除外される。

調達資金の管理

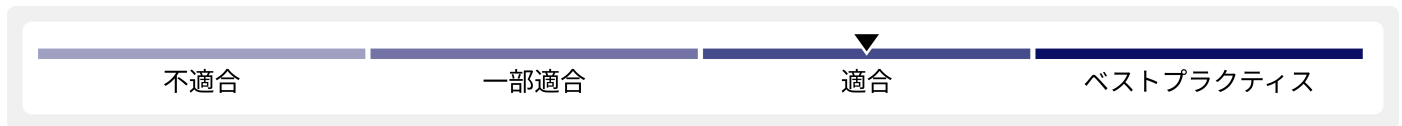


調達資金の充当と追跡 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

グリーン預金による調達資金はMUFGの一般勘定で管理される一方、適格資産はグリーン預金ポートフォリオ内で別途追跡管理される。MUFGは、グリーン預金残高に対して十分な適格資産が維持され、他のグリーンファイナンス商品との二重計上が生じないよう、適格融資残高を毎月モニタリングする。また、適格融資残高とグリーン預金残高について年次で照合する。

MUFGは、グリーン預金の受入時に既存の適格資産に全額充当することを想定しているため、別途、最長資金充当期間を定めていない。全額充当されるまでの未充当資金は、MUFGのトレジャリー管理方針に従い、現金または現金同等物として保有される。調達資金の管理プロセスは預金者に開示される。

レポーティング



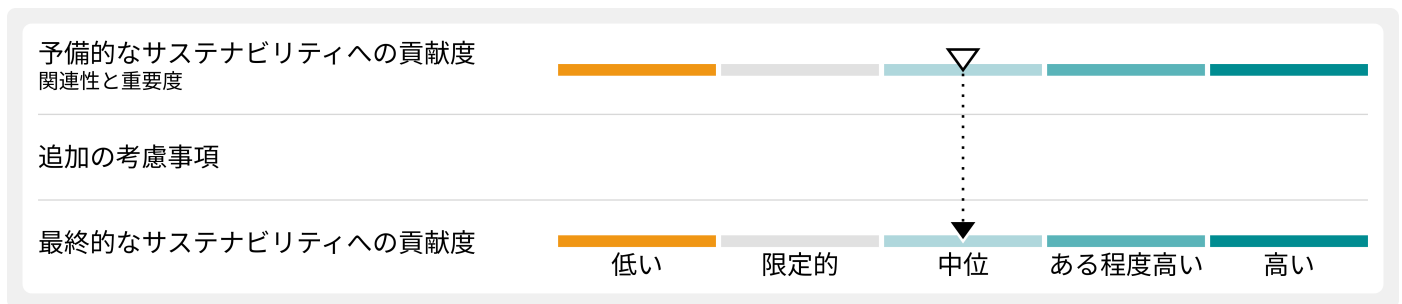
レポーティングの透明性－適合 (ALIGNED)

MUFGは、グリーン預金の残高が存続する限り毎年、また重要な事象が生じた場合には適時、調達資金の充当状況およびインパクト・レポーティングを行うことを確約している。また、同行は、グリーン預金の預金者に年次報告を直接提供することを確認している。資金充当レポーティングでは、適格カテゴリーに充当された残高および関連する期待されるサステナビリティ上の便益が開示される。

MUFGは、調達資金の充当状況およびインパクト・レポーティングを毎年実施し、双方について独立した外部機関によるレビューを受けることを確約している。また、同行は、将来のインパクト・レポーティングにおいて、報告される環境インパクトの算定に用いる手法と想定を開示する可能性があるとしているが、現時点では、これらの情報を開示することを確認していない。

サステナビリティへの貢献度

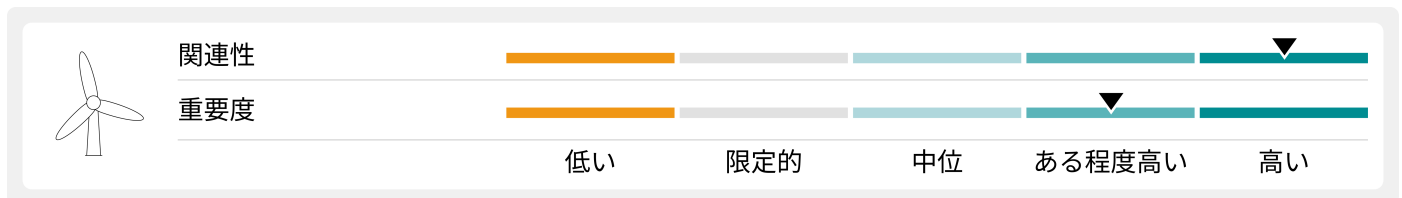
本フレームワークは、サステナビリティに中位 (Moderate) の貢献をすることが期待される。これは、適格カテゴリーの関連性と重要度に基づき、サステナビリティへの貢献度が中位 (Moderate) と評価される予備的なスコアを主に反映している。予備的なサステナビリティへの貢献度に、追加の考慮事項に基づく調整は加えていない。



予備的なサステナビリティへの貢献度

適格プロジェクトカテゴリーの関連性と重要度に基づいた予備的な評価では、サステナビリティへの貢献度は中位 (Moderate)。同行から提供された情報に基づき、調達資金の大部分は再生可能エネルギー、グリーンビルディング、クリーン輸送および持続可能な水・廃水管理の各カテゴリーに充当されることが見込まれることから、当該カテゴリーの比重を高めた。また、同行の過去の資金充当実績に基づき、エネルギー効率カテゴリーについても比重を高めた。適格カテゴリー別の評価の詳細は以下を参照されたい。

再生可能エネルギー

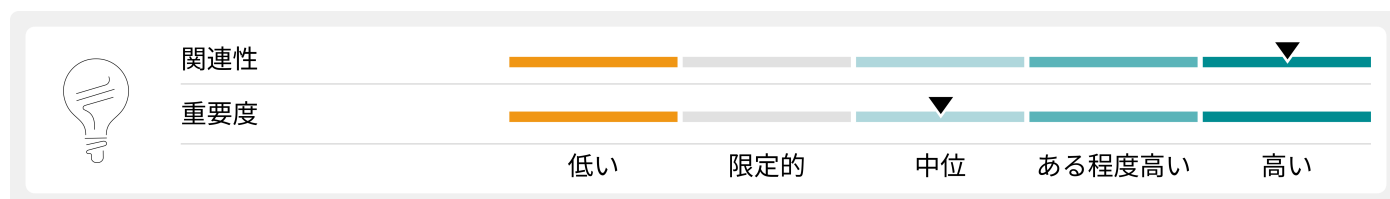


このカテゴリーの関連性は高い。再生可能エネルギープロジェクトへの投資は、気候変動の緩和につながるため、世界的に、また銀行セクターと同行の双方にとって関連性の高いサステナビリティ目標である。再生可能エネルギーは、2019年度から2025年度までの再生可能エネルギーおよび環境関連プロジェクト向けプロジェクトファイナンスの累計額が約9.4兆円に上るなど、同行が同セクターで多額の資金提供を行っていることから、同行にとって特に関連性が高い。² 国際エネルギー機関 (IEA) のネットゼロ・エミッション・シナリオでは、再生可能エネルギーによる発電の割合を2020年の約29%から2030年までに60%超、2050年までに90%近くまで引き上げる必要があり、再生可能エネルギー発電およびそれを支えるインフラへの継続的な投資が求められる。³ また、日本においても関連性が高いカテゴリーである。日本では、国の長期的な脱炭素化目標の達成に向け、再生可能エネ

ルギーのさらなる導入が求められ、第7次エネルギー基本計画では、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を2023年度の約22.9%から2040年度までに約40～50%に引き上げることを目指している。⁴

このカテゴリーの重要度はある程度高い。適格となる再生可能エネルギー技術の大部分は、高い環境便益をもたらすことが期待される。太陽光、風力、海洋、潮力および地熱発電プロジェクトには明確に定義された基準が適用されており、これらは限定的な外部性のもとで長期的な環境便益をもたらす、利用可能な最良の技術と見なされている。集光型太陽熱発電（CSP）および洋上風力発電プロジェクトについては、環境影響評価（EIA）が明示的に義務付けられていないものの、MUFGは該当するファイナンスに赤道原則および環境・社会ポリシーフレームワークを適用する。適格な送配電網への投資にも厳格な基準が適用され、送配電インフラは再生可能エネルギー専用であるか、少なくとも90%の再生可能電力を支援することが求められる。バイオエネルギープロジェクトについては、木質バイオマス原料が明示的に除外されておらず、嫌気性消化プロセスにおけるメタン漏出に関する具体的なモニタリング要件も設けられていない。一方で、バイオマスの調達に関連するリスクは、国際的に認知された認証制度および原料要件によりある程度低減されている。また、非廃棄物系バイオマスプロジェクトには、ライフサイクル排出量について100gCO₂/kWh以下の基準が適用され、全体的な排出原単位の抑制に寄与する。さらに、MUFGは、一次林への影響、地域社会の人権、燃料用途と食料用途の競合、燃料の持続可能性、ライフサイクルGHG排出量などを考慮した、セクター固有の環境・社会（E&S）デューデリジェンスを実施している。

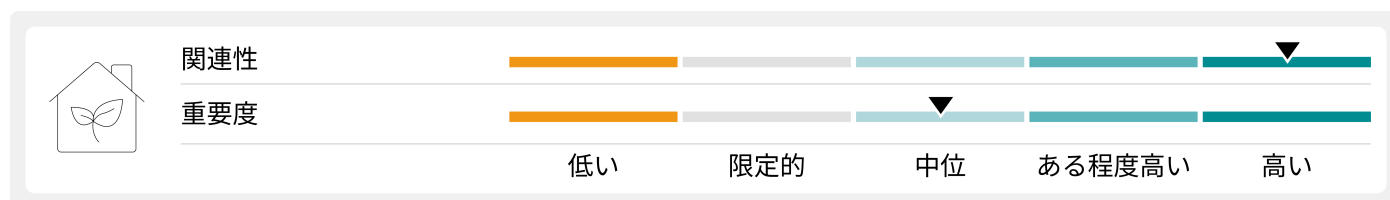
エネルギー効率改善



このカテゴリーの関連性は高い。エネルギー効率の向上は、世界的なエネルギー転換および温室効果ガス排出量削減の取組みにおいて引き続き重要な要素である。日本の第7次エネルギー基本計画においても、省エネルギーおよびエネルギー効率の向上は、エネルギー安全保障の強化およびカーボンニュートラルの実現を支える重要な取組みとして位置付けられている。⁵ また、同行は、不動産などの融資ポートフォリオに含まれるセクターを含め、経済全体の排出量削減を支える技術への資金供給において重要な役割を担っていることから、このカテゴリーは同行にとって特に関連性が高い。

このカテゴリーの重要度は中位。適格プロジェクトでは、LED、スマート照明ソリューション、昼光制御、ビル管理システム（BMS）、および化石燃料を使用しない暖房・換気・空調（HVAC）の改修など、実証済みの技術を活用して建物のエネルギー効率を向上させる。エネルギー効率の高い設備および機器については、ENERGY STARなど、環境性能またはエネルギー性能に関する第三者認証の取得が求められる。ただし、本フレームワークでは、エネルギー効率の改善率や省エネルギー量に関する最低基準が設けられていないことから、期待される環境便益の規模を評価するための情報は限定的である。

グリーンビルディング



このカテゴリーの関連性は高い。グリーンビルディングへの投資は気候変動の緩和につながるため、同行、銀行セクター、ならびに世界および日本において関連性の高いサステナビリティ目標である。世界のエネルギー需要の約30%をビル部門が占め、ビルのエネルギー効率と環境性能の向上は、脱炭素化を推進する重要な手段となっている。⁶ また、日本においても関連性が高いカテゴリーである。日本では、第7次エネルギー基本計画の下、建物の環境性能の向上が国の幅広い脱炭素化戦略の重要な要素となっている。⁷ 同行は融資業務を通じて不動産セクターにエクスポージャーを抱えていることから、このカテゴリーは同行にとっても関連性が高い。

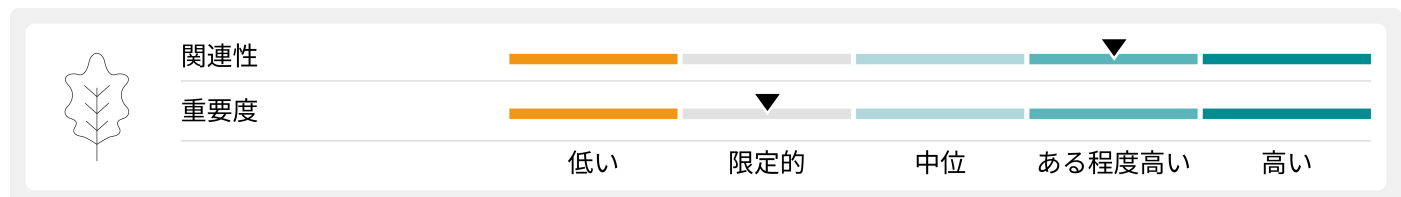
このカテゴリーの重要度は中位。適格なグリーンビルディングプロジェクトは、建物のエネルギー性能の向上および運用時の温室効果ガス排出量の削減を通じて、長期的な環境便益をもたらすことが期待される。適格基準では、Climate Bonds

Initiative (CBI) の基準、Leadership in Energy and Environmental Design (LEED) のGold以上、Building Research Establishment Environmental Assessment Method (BREEAM) のExcellent以上、DBJ Green Building認証の4つ星以上など、広く認知された基準を参照している。CBI Low Carbon Buildings Standardに従った建物の改修では、ベースラインと比較して二酸化炭素排出量を少なくとも30%削減する必要がある。

ただし、本フレームワークの認証制度に基づく適格基準では、すべての適格建物に適用される、運用時のエネルギー使用量または炭素排出量に関する統一的な定量基準は設けられていない。また、本フレームワークには、エンボディードカーボンまたは運用時の潜在的なカーボンロックインに対応する具体的な要件も設けられていない。一方、化石燃料関連および特定の物議を醸す活動を目的として設計された建物を除外することで、潜在的な負の外部性はある程度低減されている。

この制約は、適格対象から除外されておらず、本フレームワークにおいてデータセンター固有の統一的なPUE基準も設けられていないデータセンターについて、特に重要である。MUFGは、現在の適格資産プールに含まれる少なくとも1つのデータセンター資産のPUEが1.4未満であることを示す資産レベルの情報を提供しており、同行は他のグリーンファイナンス取引において定量的なPUE基準を適用している。これにより、一部のデータセンター資産のエネルギー性能に関する情報の透明性が高まる。ただし、これらの基準は本フレームワークに組み込まれておらず、本フレームワークの下で資金提供されるすべてのデータセンタープロジェクトに適用されるものではないため、こうしたデータセンタープロジェクトを単独で評価した場合、重要度がより低くなる可能性がある。

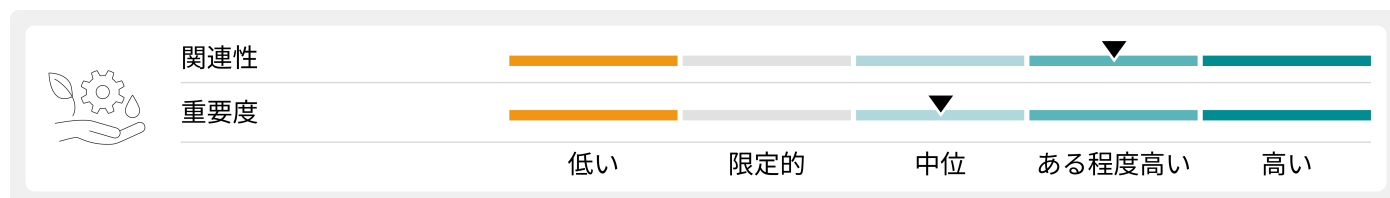
資源効率と汚染防止・抑制



このカテゴリーの関連性はある程度高い。汚染防止・管理施設への資金供給は、廃棄物のリサイクルおよび資源効率の改善に資する。廃棄物管理は引き続き世界的な課題であり、一般廃棄物の発生量は2023年の約21億トンから2050年には38億トンまで増加すると予測されている。⁸ 日本では廃棄物管理システムが整備されているものの、一般廃棄物のリサイクル率は19.3%にとどまっており、廃棄物のリサイクルおよび資源回収に向けた投資の重要性は引き続き高い。⁹ また、これらの取組みは世界的および日本において関連性を有するものの、再生可能エネルギーやその他の気候変動緩和に資する活動と比較すると、同行にとってのマテリアリティは相対的に低い。この評価には、同行の本カテゴリーに対する現在の資金提供が限定的であることも反映されている。

このカテゴリー全体の重要度は限定的。リサイクル可能な廃棄物を二次原材料に加工する施設に関連するプロジェクトへの資金供給は、汚染の削減に資することが期待される。ただし、本フレームワークでは、すべてのリサイクルプロジェクトについて廃棄物ヒエラルキーへの明示的な準拠を求めておらず、適用されるリサイクル手法および性能基準に関する情報も限定的であることから、掲げられた目標への期待される貢献度を評価するための情報は限定的である。埋立地ガス回収については、適格プロジェクトは閉鎖済みまたは廃止された埋立地を対象とし、75%を超えるガス回収効率を達成する必要がある。これは埋立地ガスに伴うメタン排出量の削減に資するものの、CBIの廃棄物管理基準に沿ったその他の関連基準には完全には準拠していない。また、同行は、リサイクル効率、資源回収率、埋立回避率、施設のエネルギー消費量、排出原単位など、その他の定量的基準を定めていない。環境・社会面のリスクは、本フレームワークにおける適格基準および除外基準により、ある程度低減されている。適格プロジェクトからは、プラスチック、ゴム、廃タイヤ由来燃料、埋立地ガスのフレアリング、および操業中の埋立地からのガス回収が除外されている。

生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理



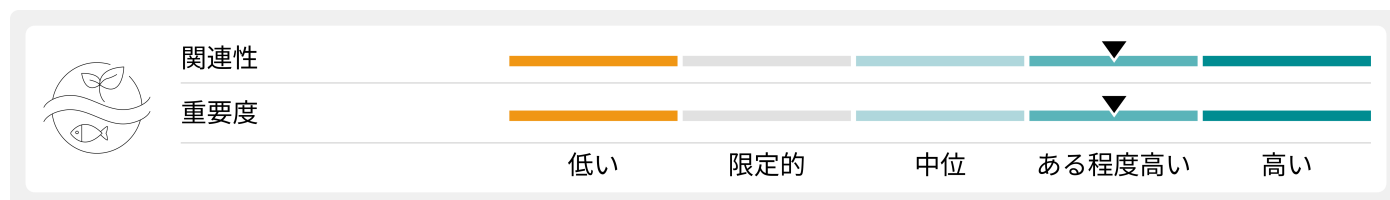
このカテゴリーの関連性はある程度高い。生物自然資源および土地利用の持続可能な管理は、特に森林減少や農業活動による環境影響など、世界的に重要な環境課題に対応するものである。2025年には、世界で約1,060万エーカーの熱帯原生林が失われており、持続可能な森林管理および土地利用管理が引き続き重要であることを示している。¹⁰ 日本では、森林被覆が1990年以降おおむね安定していることから、森林減少のマテリアリティは相対的に低いものの、¹¹ 適格活動は、同行のグローバルな資金提供活動を通じて、より広範な自然資源および土地利用上の課題に対応するものである。ただし、これらの課題は、同行にとって最も重要なサステナビリティ上の考慮事項には含まれない。

このカテゴリーの重要度は中位。これらのプロジェクトの大部分は、各セクターにおいて国際的に認知された認証を取得する予定である。原生林または保全価値の高い森林の伐採、ユネスコ世界遺産または法的保護区域内での活動（保全目的と整合する場合を除く）、集約的畜産、ならびに森林減少、違法伐採および遺伝子組換え作物に関連する活動は、適格な資金提供の対象から除外されている。また、再生活動では、対象地の条件に十分適応した樹種を使用することが求められる。

これらのセーフガードは、MUFGの林業・農業向けのセクター固有のデューデリジェンスによって補完されている。同デューデリジェンスでは、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）の尊重、森林破壊ゼロ・泥炭地開発ゼロ・搾取ゼロ（NDPE）に関する期待、国際的に認知された認証、ならびにサプライチェーン管理およびトレーサビリティを考慮している。該当する大規模プロジェクトについては、IFCパフォーマンス・スタンダード6およびミティゲーション・ヒエラルキーを参照し、赤道原則に基づく評価も実施する。総合すると、これらの措置は、カテゴリー固有の適格基準および除外基準に加えて、土地利用および生物多様性に関連するリスクをさらに低減するものである。

ただし、本フレームワークでは、在来種の使用を明示的に義務付けておらず、大規模な単一樹種による植林も禁止していない。また、より広範なデューデリジェンス措置は、こうしたプロジェクトレベルの技術的要件を完全に代替するものではない。さらに、本フレームワークでは、主として景観整備またはレクリエーションを目的とするプロジェクトを区別しておらず、在来植物種を優先していないことから、都市緑化プロジェクトに期待される環境インパクトは限定される。土壌浄化についても、適格基準には、使用される浄化技術および手法に関する詳細な技術的基準が設けられていない。

陸上及び水生生物の多様性



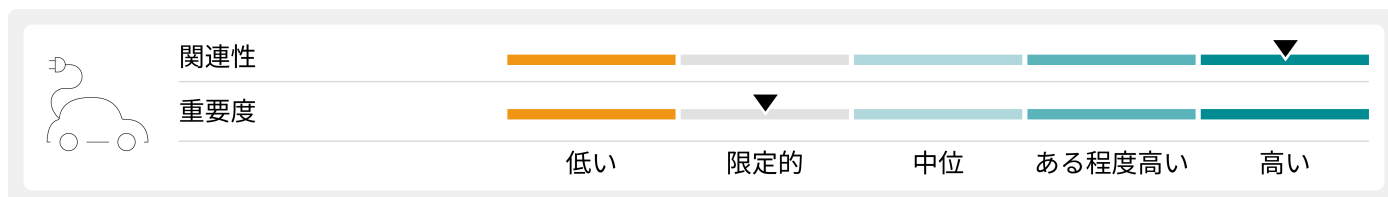
このカテゴリーの関連性はある程度高い。陸域および水域の生物多様性保全は、世界および日本における重要な環境課題に対応するものである。世界では、造礁サンゴの44%、サメ・エイ類の38%、淡水魚の26%が、IUCNレッドリストにおいて絶滅の危機に瀕している。¹² 水域の生物多様性の喪失は日本においても関連性があり、絶滅が危惧される海洋生物には、干潟および沿岸の生息地に依存する種が含まれる。¹³ ただし、生物多様性保全は、同行にとって最も重要なサステナビリティ課題の一つではない。

このカテゴリーの重要度はある程度高い。適格な漁業および養殖プロジェクトは、環境便益をもたらすことが期待され、さまざまな潜在的な環境上の外部性に対するセーフガードを定める海洋管理協議会（MSC）または水産養殖管理協議会（ASC）の基準に基づく認証を取得する必要がある。

これらの認証要件は、MUFGのより広範な環境・社会（E&S）リスク管理の枠組みによって補完されている。同枠組みでは、漁業および養殖を「特に留意を要する事業」に指定し、富栄養化、赤潮、抗生物質その他の化学物質による水質汚染など、養殖施設の建設および操業に起因するリスクを明示的に特定している。また、MUFGは顧客評価の一環として、違法・無報告・無規制

(IUU) 漁業への関与の可能性を考慮し、第三者認証の取得状況を確認している。さらに、該当する大規模プロジェクトについては、IFCパフォーマンス・スタンダード6を参照し、赤道原則に基づくデューデリジェンスの対象となる場合がある。総合すると、義務付けられた認証基準とMUFGのセクター固有のデューデリジェンスは、漁業および養殖に関連する重要な環境・社会（E&S）リスクを特定・低減するための相互補完的な管理策となっている。

クリーン輸送

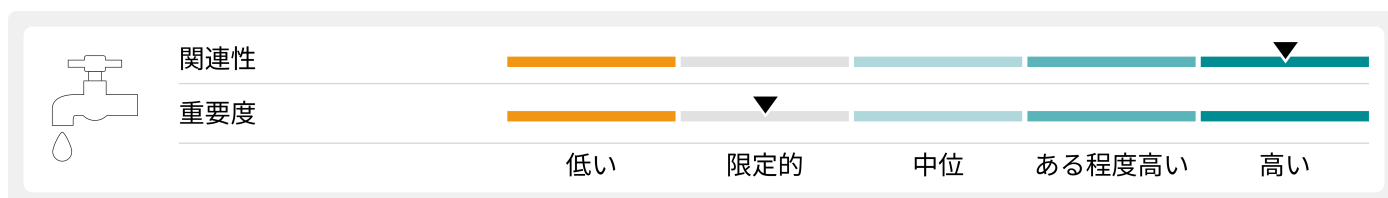


このカテゴリーの関連性は高い。クリーン輸送およびそれを支えるインフラへの資金供給は、世界および日本における重要なサステナビリティ課題である気候変動の緩和ならびに汚染防止・管理に資する。運輸部門は世界最大級の排出部門の一つであり、2024年には世界の温室効果ガス排出量の約25%を占めた。¹⁴ 日本においても、運輸部門は2024年度のCO₂排出量の約19.3%を占めており、その大部分は道路輸送によるものである。¹⁵ また、同行は融資業務を通じてクリーン輸送セクターへのエクスポージャーを有していることから、このカテゴリーは同行にとっても関連性が高い。

このカテゴリーの重要度は限定的。直接排出量がゼロの車両および関連インフラは、長期的に高い環境便益をもたらすことが期待される。ただし、本フレームワークでは、ゼロエミッションへの段階的な移行を求めることなく、直接排出量が残るハイブリッド車、バスおよび鉄道も適格としている。さらに、適格となる各輸送活動への想定資金充当割合に関する情報が限定的であることから、このカテゴリー全体の環境インパクトの評価には制約がある。

海運関連プロジェクトについては、本フレームワークにおけるライフサイクルベースの炭素集約度に関する情報が限定的であり、適格となる代替燃料について十分に詳細な技術的基準も設けられていない。本フレームワークの適格基準とは別に、MUFGは、ポセイドン原則に従って該当する船舶ファイナンス・ポートフォリオをモニタリングしていることをムーディーズに説明している。これには、船舶レベルのCO₂換算排出原単位を求められる脱炭素化経路と比較することによる、船舶およびポートフォリオの気候整合度の測定、ならびに2030年までにポートフォリオの気候整合度を0%以下とする目標が含まれる。このモニタリングにより、船舶の炭素集約度および低炭素社会への移行とのポートフォリオの整合性に関する情報の透明性が高まる。ただし、ポセイドン原則に基づくアプローチは、船舶およびポートフォリオレベルで気候整合度を測定するものであり、本フレームワークの下で資金提供される資産に対して拘束力のある技術的適格基準を設けるものではなく、適格な代替燃料に伴うライフサイクル排出量にも十分に対応するものではない。カーボンロックインのリスクは、主として化石燃料の輸送を支えるインフラおよび特定の化石燃料を使用する船舶を除外することにより、ある程度低減されている。

持続可能な水資源および廃水管理



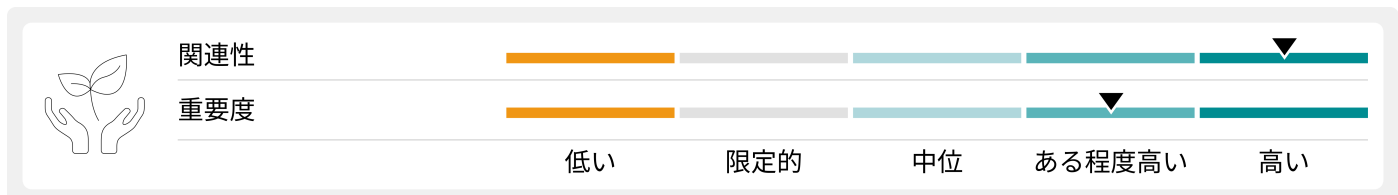
持続可能な水・廃水管理への投資は、同行、銀行セクター、ならびに世界および日本において関連性が高い。世界の水ストレスは2023年以降18%で推移しており、現在では10人に1人が高いまたは極めて高い水ストレス下で生活し、複数の地域では水ストレスの水準が75%を超えている。¹⁶ 一方、日本の水ストレスの水準は2022年に36.6%に達した。¹⁷ 同行の同セクターへのエクスポージャーを踏まえると、このカテゴリーは同行にとって重要なサステナビリティ課題の一つである。

このカテゴリーの重要度は限定的。適格プロジェクトは持続可能な水・廃水管理に貢献することが期待されるものの、本フレームワークでは、大規模インフラまたは海水淡水化施設が除外されておらず、水利用効率の改善、エネルギー性能または温室効果ガス排出量に関する定量的な基準も設けられていない。また、嫌気性消化を伴う廃水処理について、メタン漏出に関する具体的なモニタリングも求めている。このため、環境便益の規模や、エネルギー集約型施設に関連するものを含む潜在的な負の外部性の管理

を評価するための情報は限定的である。潜在的な外部性は、化石燃料に依存する設備、ならびに特定の炭素集約度の高い活動を支える水・廃水インフラを除外することにより、ある程度低減されている。

海水淡水化プロジェクトは本フレームワークに明示的に記載されていないものの、MUFGは、放流前の濃縮塩水処理、定期的な水質モニタリング、生物多様性への配慮、濁度管理および生息地の回復を含む、環境・社会（E&S）リスク管理措置の実施を示すプロジェクトレベルの事例を開示している。ただし、開示された措置は特定のプロジェクトに関するものであり、本フレームワークの下で適格となるすべての海水淡水化プロジェクトに適用される最低要件として定められているものではない。

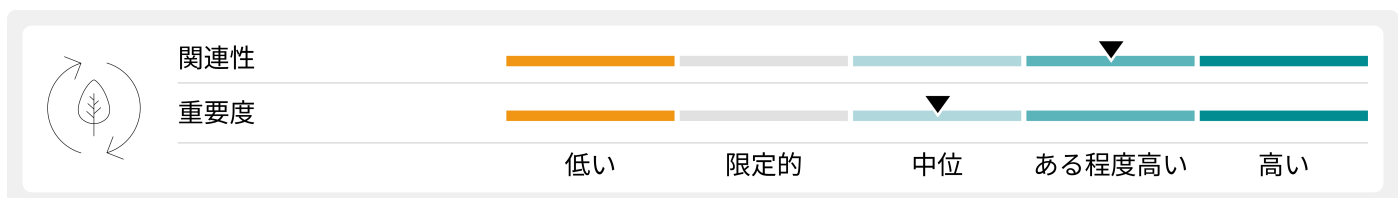
気候変動への適応



このカテゴリーの関連性は高い。気候変動への適応は、世界および日本において関連性の高いサステナビリティ課題に対応するものである。世界では、河川洪水および越水による洪水が最も損失額の大きい災害であり、年間平均損失額は約3,884億米ドルに上り、このうち741億米ドルは重要インフラに関連している。¹⁸ 日本では、1時間降水量50mm以上の大雨の年間発生回数が1970年代以降約1.5倍に増加しており、1980年代以降、平均海面水位の上昇傾向も確認されている。¹⁹ また、同行は気候関連リスクへのエクスポージャーを有し、気候変動への適応およびレジリエンスを支援する取組みを行っていることから、このカテゴリーは同行にとっても関連性が高い。

このカテゴリーの重要度はある程度高い。適格なモニタリング技術および洪水緩和プロジェクトは、気候変動への適応に貢献することが期待される。洪水緩和プロジェクトについては、脆弱性評価および適応計画の策定が求められ、既存の洪水緩和システムに対する通常の改修は除外される。ただし、大規模インフラが適格となる可能性がある一方、本フレームワークでは、環境影響評価（EIA）、自然を活用した解決策、または生物多様性保全措置など、プロジェクト固有の基準を求めている。より広範な環境・社会（E&S）リスク管理プロセスは適用されるものの、プロジェクトレベルで生じ得る負の外部性の管理を評価するための情報は依然として限定的である。

環境効率および／または循環経済に適応した製品・生産技術・プロセス



このカテゴリーの関連性はある程度高い。循環経済は、世界および日本における重要なサステナビリティ課題である廃棄物管理および資源効率に対応するものである。世界の一般廃棄物発生量は、2023年の約21億トンから2050年には38億トンまで増加すると予測されている。²⁰ 日本は、1人当たりのプラスチック包装廃棄物発生量が米国に次いで世界で2番目に多く、資源効率および廃棄物管理の改善の重要性を示している。²¹ ただし、このカテゴリーは、同行にとって最も重要なサステナビリティ課題の一つではない。

このカテゴリーの重要度は中位。適格な製品および包装材は、持続可能な調達および資源効率に資する持続可能なバイオマス円卓会議（RSB）の認証を取得する必要がある。また、本フレームワークでは、製造プロセス、持続可能な調達、またはライフサイクル全体での大幅なインパクト削減を裏付ける合理的な根拠に関する十分な情報がない商業規模の資源効率型または低炭素製品、ならびに医療用途以外の使い捨てプラスチック包装を目的とする再生材または廃棄物由来原料を除外している。ただし、本フレームワークでは、原材料使用量、ライフサイクル排出量、廃棄物発生量または埋立処分量の削減に関する定量的な基準が設けられていないことから、期待される環境便益の規模を評価するための情報は限定的である。

サステナビリティへの貢献度に関する追加の考慮事項

予備的なサステナビリティへの貢献度に、追加の考慮事項に基づく調整は加えていない。

MUFGは、融資・投資活動に組み込まれたグループ全体の方針および枠組みを通じて、環境・社会（E&S）リスクを特定・管理している。同行のアプローチは、顧客および取引に関連する環境・社会面の影響を評価・管理するための要件を定めたMUFG環境・社会ポリシーフレームワークに基づいている。同行は、融資プロセスの一環として、禁止対象事業ならびに環境・社会面のリスクが高い業種および事業に関するセクター別ガイドラインに照らして取引を審査している。リスクが高いと判断された取引については、強化されたデューデリジェンスおよび追加的な審査が実施される。また、同行は、大規模プロジェクトに伴う環境・社会面のリスクおよび影響を特定・評価・管理するためのリスク管理の枠組みである赤道原則を採択・遵守することにより、顧客のE&Sリスク管理を支援し、持続可能な社会の実現に貢献している。

本フレームワークは、適格プロジェクトがグループのサステナビリティ上の優先課題および気候目標と整合していることから、同行のより広範なサステナビリティ戦略と整合している。同行は、2030年3月期（2029年度）までにサステナブル・ファイナンスを100兆円実行することを目標としている。2025年度時点で、同行はサステナブル・ファイナンスの累計実行額が56.5兆円に達し、このうち24.8兆円が環境分野に充当されたと報告している。²² さらに、同行は、2050年までに投融資ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量をネットゼロとし、2030年までに自社の事業活動に伴う排出量をネットゼロとすることを確約している。^{23,24}

付録1 - MUFGの円貨（JPY）グリーン預金フレームワークの原則との適合性スコアカード

要因	サブ要因	構成要素	構成要素のスコア	サブ要因のスコア	要因のスコア
資金使途	適格カテゴリーの明確性	支出の性質	A	適合	適合
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	A		
		プロジェクトの所在地	A		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	No		
	目標の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、目標とプロジェクトカテゴリーの関連性	A	適合	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、基準とプロジェクトカテゴリーの整合性	A		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、目標の説明、関連性、整合性がある	No		
	期待される便益の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明と関連性	A	適合	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性	A		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明がある	No		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性がある	No		
		BP:発行前および資金充当後のレポーティングにおけるリファイナンスに関する情報開示	No		
		BP:発行前におけるリファイナンスのルックバック期間の開示に関する確約	No		
プロジェクトの評価と選定のプロセス	適格プロジェクトを選定およびモニタリングするプロセスの透明性と明確性	プロセスの明確性	A	適合	適合
		プロセスの開示	A		
		環境・社会リスク低減プロセスの透明性	A		
		BP: プロジェクトの継続的なコンプライアンスのモニタリング	No		
調達資金の管理	調達資金の充当と追跡	資金の追跡	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス
		資金配分に沿った定期的な資金の調整	A		
		未充当資金の一時的な使途に関する開示	A		
		BP: 資金管理プロセスに関する開示	Yes		
		BP: 資金充当期間が24カ月以内	Yes		
レポーティング	レポーティングの透明性	レポーティング頻度	A	適合	適合
		レポーティング期間	A		
		レポーティングに関する開示	A		
		レポーティングの網羅性	A		
		BP:少なくとも資金全額が充当されるまでの資金充当レポートおよび償還期限ないしローン返済期限までのインパクト・レポート	Yes		
		BP: サステナビリティの便益に関する指標の明確性と関連性	No		
		BP: レポーティング手法と指標算出における想定の開示	No		
		BP:独立監査人またはその他の第三者機関による、資金の追跡と充当に関する保証	Yes		
		BP: 環境・社会面の便益に対する独立的なインパクト評価	Yes		

原則との適合スコア:

適合

BP-ベストプラクティス、A-適合、PA-一部適合、NA-不適合

付録 2 - 適格カテゴリーの国連の持続可能な開発目標へのマッピング

フレームワークに含まれる10の適格カテゴリーは、以下の8つの国連の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する可能性が高い。

UN SDG 17のゴール	適格カテゴリー	SDGターゲット
目標6：安全な水とトイレを世界中に	持続可能な水資源および 廃水管理	6.1：すべての人々が、安全で安価な飲料水を公平に利用できるようにする。 6.3：汚染の削減、投棄の廃止、有害な化学物質や物質の最小化により、水質を改善する。
目標7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに	再生可能エネルギー エネルギー効率改善； グリーンビルディング	7.2：世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大する。 7.3：世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう	エネルギー効率	9.4：全ての国々がそれぞれの能力に応じた取組みを行い、インフラを改良し、産業を持続可能なものにする。
目標11：住み続けられるまちづくりを	クリーン輸送	11.2：全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
目標12：つくる責任 つかう責任	資源効率と汚染防止・抑制 環境効率および／または 循環経済に適応した製品 ・生産技術・プロセス	11.6：大気の水質および廃棄物管理に特に配慮することにより、都市の一人当たりの環境負荷を軽減する。 12.4：化学物質およびすべての廃棄物を環境上適正に管理し、大気、水、土壌への放出を削減する。
	資源効率と汚染防止・抑制； 環境効率および／または 循環経済に適応した製品 ・生産技術・プロセス	12.5：予防、削減、リサイクルおよび再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
目標13：気候変動に具体的な対策を	グリーンビルディング； 気候変動への適応	13.1：すべての国において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性および適応能力を強化する。
目標14：海の豊かさを守ろう	陸上及び水生生物の多様性	14.2：重大な悪影響を回避するため、海洋・沿岸生態系を持続可能な形で管理・保護する。
目標15：陸の豊かさを守ろう	生物自然資源および土地 利用に係る環境持続型管理	15.2：あらゆる種類の森林の持続可能な管理の実施を促進する。 15.A：生物多様性および生態系を保全し、持続可能な形で利用するため、あらゆる資金源からの資金動員を図り、大幅に増額する。

本稿で示される、国連の持続可能な開発目標（SDGs）へのマッピングでは、本フレームワークにおける適格プロジェクトのカテゴリーや関連するサステナビリティ目標／便益、またICMAのSDGマッピング・ガイダンスや国連のSDG目標値および指標など公的機関のリソースやガイドラインを考慮している。

付録 3 - MUFGの円貨（JPY）グリーン預金フレームワークにおける適格カテゴリーの概要

適格カテゴリー	概要	サステナビリティ目標	インパクトレポート指標
再生可能エネルギー	i) 以下のものから発電を行うプロジェクト／アセットの 取得、開発、運営、維持 - 太陽光、風力（陸上および洋上）、海洋、潮力 - 地熱 - 林業および農業廃棄物系バイオマス - 作物由来原料の非廃棄物系バイオマスのうち、特に 以下に挙げる、信用に足る制度が認証したもの。すなわち、Roundtable for Sustainable Biomaterials（RSB）、International Sustainability and Carbon Certification（ISCC）Plus、サトウキビについては BONSUCRO、大豆についてはThe Roundtable on Responsible Soy（RTRS）。 ii) 上記に資する技術・装置の生産 iii) 再生可能エネルギーの送電および配電 - 以下のうちいずれかの営業電力網の開発および建設 - 電力網に再生可能エネルギーを接続するためのもの、または - サポートまたは統合する電力のうち、再生可能電力が90%以上（中期的な平均値ベース（例、過去5年間の平均値））を占めるもの。以下を含む。- 地上送電線と配電線、例えば架空送電線、導体、絶縁体、塔、および建物、フェンス、地表用マット、バスバーなどのインフラ資産 - 高電圧および／または超高電圧の相互接続システム上の送電線 - ヒューズ、サーキットブレーカー、断路器、リアクター、コンデンサー、変圧器、電圧調整器、スイッチギヤなど、再生可能エネルギーのグリッド内ロスを抑えるための分散資産（電力網の構成部品） 除外項目： i) 太陽熱／集光型太陽熱発電 プロジェクトにおいて、再生可能でないバックアップエネルギーが設備の電力生産の15%の基準と合致しない場合。 ii) 直接排出量が100 gCO₂/kWh を超える地熱プロジェクト。 iii) RSPO 認証を受けていないパーム油事業の廃棄物原料を使った廃棄物系バイオマス プロジェクト。 iv) ライフサイクル排出量が100 gCO₂/kWh を超える、もしくはその原料に泥炭、パーム油、または認証を受けていない油／エネルギー作物（とうもろこし、大豆および／またはサトウキビなど）を含む、非廃棄物系バイオマスプロジェクト。 v) 非廃棄物系バイオマス原料： - 過去10-15 年の間に生産のために転換された生物多様性の高い土地で生産されたもの、または - その生産のために転換された炭素の量が多い土地で生産されるもの - 食糧生産と競合するもの。 vi) 再生可能エネルギーの技術・設備の生産において、再生可能エネルギー用部品の製造専用ではない設備に対する融資。	気候変動の緩和	選定された指標例： - 発電量 - 温室効果ガス排出削減量 - 設備容量
エネルギー効率改善	i) エンドユーザーのエネルギー効率 - モーターを使用しない、または（化石燃料由来でない）電気を動力源とする、エネルギー効率の良い技術・産業製品または設備の購入および設置・改造のうち、環境・エネルギー性能に関する第三者認証（とりわけENERGY STAR 認証）を取得したもの - その他エネルギー効率の良い技術・製品またはハードウェアシステム、例えば化石燃料を使用しないLED・スマート照明ソリューション・日光制御、建物管理システム（BMS）、冷暖房空調設備のアップグレード 除外項目： i) 次のような（省エネ）技術・機能向上： - 化石燃料の生産および／または流通のエネルギー効率を向上させるもの、 - 本質的に炭素集約型および／または主に化石燃料を動力源とする工程のために設計・意図されたもの（石油・ガス火力のボイラー、熱電併給装置、鉄鋼・セメント・アルミニウムなど重工業の生産過程など）。	気候変動の緩和	選定された指標例： - エネルギー消費量 - 取得したグリーンビルディング認証の種類および評価
グリーンビルディング	i) 以下のいずれかの基準に該当する、または該当する見込みのある建物： - 気候債券イニシアチブ（CBI）が定める商業建物の現地プロキシ¹（尺度数値）に適合する建築物 - CBI が定める低カーボン建築物基準に規定される、債券の期間に基づく低カーボントラジェクトリーに沿ったエネルギー効率化投資および／または建物の改修を含む建物のアップグレード²（ベースライン比30%以上のCO₂ 排出量削減）³ - 米国LEED（エネルギー環境設計リーダーシップ）認証Gold 以上、または BREEAM 認証Excellent 以上のレベル 除外項目： i) 次のような建物、または建物のための省エネプロジェクト： - 化石燃料の採取、保管、輸送、または製造の目的で設計されたもの、 - 賭博、石炭火力発電、原子力発電、ボルノ、タバコ、武器・軍需産業、悪影響を及ぼす可能性のある資源採取事業など、物議を醸す活動の目的で建てられたもの。	気候変動の緩和	選定された指標例： - エネルギー消費量 - 取得したグリーンビルディング認証の種類および評価

¹<https://www.climatebonds.net/standard/buildings/commercial/calculator>²建物改装費用のみに限定。³<https://www.climatebonds.net/standard/buildings/upgrade>

適格カテゴリー	概要	サステナビリティ目標	インパクトレポート指標
資源効率と汚染防止・抑制	i) リサイクル ・リサイクル可能な廃棄物の二次原料への加工に関する施設および／またはプログラムの開発、拡張、整備、メンテナンス ・地方自治体廃棄物の管理：閉鎖・廃止された埋立地からのエネルギー生成用ガス回収のうち、ガス回収効率が75%以上となるものの拡張、整備、メンテナンス 除外項目： i) 関連リスクを緩和するための堅固な廃棄物管理工程のない施設における、プラスチックのケミカルリサイクリングや電子機器廃棄物のリサイクリング。 ii) フレアリングのための埋立地ガス回収。 iii) プラスチック、ガラス、金属などのリサイクル可能な材料の分別に寄与しない廃棄物リサイクル／管理施設。 iv) エネルギー・燃料生成用のプラスチック、ゴム、タイヤ由来燃料（TDF）。	サーキュラーエコノミーへの移行 汚染防止・管理	検討中の指標例： - リサイクル処理量 - 二次原材料の生産量 - 埋立地ガス回収量／発電量
生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理	i) 林産製品：以下のものの栽培および／または購入 ・ Forest Stewardship Council（FSC）または Program for the Endorsement of Forest Certification（PEFC）が認証した製品・事業 ii) 農業：以下のものの栽培および／または購入 ・ Rainforest Alliance、USDA Organic、Global Good Agricultural Practices（Integrated Farm Assurance – Crops Base）¹、または Better Cotton Initiatives（BCI）が認証した製品・事業 iii) 土地保全： ・ 原生林および高い保護価値を持つ森林の保全および／または回復² ・ 生物多様性および貴重な自然生息地の保全および／または回復 ・ 都市部における生物多様性の保全および／または回復 iv) 土壌浄化 除外項目： i) 無機または合成の肥料・殺虫剤・除草剤の製造・購入。 ii) 工業用畜産単位を含む農業単位。 iii) MUFG 自身または融資先の活動による汚染または負の環境外部性に関連する土壌浄化。 ¹認証スキームには持続可能な土地管理の慣行が含まれておらず、これは予想されるプラスの環境影響が制限される可能性があることを意味している。 ²再植林/植林には、その場所の条件によく適応した樹種を使用する必要がある。持続可能な経営計画も実施されるべきであり、できれば FSC/PEFC の認証を受けるべきである。	天然資源の保全	検討中の指標例： - 取得した森林認証の種類 - 対象面積 - 対象製品の生産量および販売量
陸上及び水生生物の多様性	i) 漁業および養殖 ・ The Marine Stewardship Council（MSC）¹、または Aquaculture Stewardship Council（ASC）²が認証した製品・事業 ii) 水生生物の保護 ・ 水生生物の多様性とその貴重な自然生息地の保全および／または回復 除外項目： i) 化石燃料を使用する機器の資金調達 ¹The Marine Stewardship Council certification- https://www.msc.org/standards-and-certification/the-msc-standards ²The Aquaculture Stewardship Council certification- https://asc-aqua.org/producers/asc-standards/	生物多様性の保全	検討中の指標例： - MSC／ASC認証の取得状況および取得数 - 保全または回復された生息地の面積

適格カテゴリー	概要	サステナビリティ目標	インパクトレポート指標
クリーン輸送	i) 乗用車および貨物車両：以下のものの開発、製造、購入、融資 ・直接排出ゼロ車（電気自動車を含む） ・ハイブリッド車 ii) 大量輸送交通：以下のものの開発、製造、購入、融資 ・低カーボン・ゼロカーボンバス ・バス高速輸送システム（BRT）のインフラのうち Institute for Transportation and Development Policy（ITDP）がBRT基準でBronze以上の認定を受けたもの、および公共高速輸送システムのうちBRTシステムのみのために構築されたもの、かつバスが50 gCO₂e/p-kmの基準値を超えないもの。 ・鉄道車両 ・線路や駅などの鉄道インフラ iii) インフラ：以下のものに対するインフラ投資 ・電気自動車を含む直接排出ゼロ車 iv) 海上輸送 ・電気、バイオ燃料、または水素を動力源とする、低カーボン・ゼロカーボンの新造船舶（市場慣行に沿った排出基準値に従う）の生産 ・既存の旅客船や貨物船の改造で、上記のような低カーボン燃料への転換を伴うもの ・バイオ燃料、水素、アンモニア、メタノールの燃料補給施設、ならびにコンセント、配電、制御システムなどの代替海上電力インフラといった船舶インフラ 除外項目： i) 直接排出が75g CO₂e/ passenger-kmを超えるハイブリッド乗用車と25g CO₂e/ tonne-kmを超えるハイブリッド貨物用車両。 ii) 直接排出が50 gCO₂e/ p-km（国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）ベース）を超える公共バス（BRTインフラに含まれるものも含む）。 iii) 適格BRTインフラのための専用車線を除く、道路、道路橋、駐車施設の建設。（たとえ充電・代替燃料インフラが含まれていても除外対象。） iv) 直接排出が50 gCO₂e/ p-km（乗客）もしくは25gCO₂/t-km（貨物）の閾値を超える個別の鉄道。 v) 主に化石燃料の輸送、または化石燃料補給ステーションに使われるシステムやインフラ。また、化石燃料を動力源とする輸送やLNG・LPG用の燃料補給設備の寿命を延ばし、および／またはそれらの利用を促進する、その他の資産。 vi) 国際海事機関の軌道に従っていない、または従来の重油燃料（HFO）、低硫黄重油（LSHFO）、船用ディーゼル油（MDO）で動く、化石燃料を動力源とする船舶の新規造船および／または改造。貨物船に関しては、石炭、石油、石油化学製品のみ、もしくはそれらが輸送物の過半数（質量）を占めるオイルタンカーまたは船舶。	気候変動の緩和 汚染防止・管理	選定された指標例： - 電気自動車の運用段階における温室効果ガス排出削減量 - 鉄道車両および鉄道関連設備の導入による排出削減量
持続可能な水資源および廃水管理	i) 水資源の効率性・保護：水資源の利用を削減および／またはモニタリングする製品および技術の開発、製造、購入 ii) 排水処理：インフラ開発、拡大、整備または維持管理 iii) 飲用水・飲料水：飲用・飲料水の供給・アクセスを増やすための商品および技術の開発、製造、購入 除外項目： i) 化石燃料に依存する設備や装置、または技術。 ii) 化石燃料の運用、水圧破砕（フラッキング）、核エネルギー、および鉱業に水を供給するためのシステムや方法。 iii) 化石燃料事業の廃水処理。 iv) 工業用活動のための飲料水供給。	持続可能な水資源および廃水管理	検討中の指標例： - 節水量 - 処理済み廃水量 - 飲用水供給量
気候変動への適応	i) 気候観測や情報支援システムなどのモニタリング技術 ii) インフラ：洪水防御壁やその他の水位上昇管理システムなど、気候変動への適応や軽減に関わるインフラの開発、拡張、整備、または維持管理 iii) 洪水の軽減：洪水からの防護のためのインフラ投資 除外項目： i) 脆弱性評価と適応計画が整備されていない、洪水緩和プロジェクト。 ii) 既存の洪水緩和システムへの通常業務としての改修および改装	気候変動への適応	検討中の指標例： - 気候変動適応および洪水対策の対象となる資産、地域、受益者
環境効率および／または循環経済に適応した製品・生産技術・プロセス	i) 以下のものの開発および／または製造 ・Roundtable on Sustainable Biomaterials（RSB）が認証した商品・包装材 ii) 上記を支える技術・装置の生産 除外項目： i) 資源効率の高いまたは低炭素の製品の商業規模での製造や生産のうち、製造プロセスの詳細、持続可能な調達の保証、およびライフサイクル排出量の大幅な削減を裏付ける合理的な根拠がないもの。 ii)（医療用途以外の）使い捨て製品に使用するプラスチック包装のためのリサイクル・廃棄材料の調達。	サーキュラーエコノミーへの移行	選定された指標例： - 取得した認証の種類 - SAF燃料の生産量（概算値）

文末脚注

- 1 同評価が付与された日付あるいは更新された日付を指す。
- 2 MUFG、[Integrated Report](#)、2026年。
- 3 国際エネルギー機関（IEA）、[Net Zero by 2050: A Roadmap for the Global Energy Sector](#)、2021年10月。
- 4 経済産業省、[第7次エネルギー基本計画](#)、2025年2月。
- 5 経済産業省、[第7次エネルギー基本計画](#)、2025年2月。
- 6 国際エネルギー機関（IEA）、[Energy Efficiency 2025: Buildings](#)、2026年8月アクセス。
- 7 経済産業省、[第7次エネルギー基本計画](#)、2025年2月。
- 8 国連環境計画（UNEP）、[Global Waste Management Outlook 2024](#)、2024年。
- 9 環境省、[一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和6年度）について](#)、2026年3月27日。
- 10 WWF、[Deforestation and Forest Degradation](#)、2026年9月アクセス。
- 11 農林水産省、[Annual Report on Forest and Forestry in Japan](#)、2024年。
- 12 IUCNレッドリスト、[Background & History](#)、2026年9月アクセス。
- 13 環境省、[環境省版海洋生物レッドリストの公表について](#)、2017年3月21日。
- 14 国際エネルギー機関（IEA）、[Greenhouse Gas Emissions from Energy Data Explorer](#)、2026年8月アクセス。
- 15 国土交通省、[CO₂ Emissions from the Transport Sector](#)、2026年8月アクセス。
- 16 国連、[SDG Goal 6: Clean Water and Sanitation](#)、2026年9月アクセス。
- 17 世界銀行グループ、[Level of water stress: freshwater withdrawal as a proportion of available freshwater resources – Japan](#)、2026年9月アクセス。
- 18 国連防災機関（UNDRR）、[GAR 2025 Hazards: Floods](#)、2026年9月アクセス。
- 19 気象庁、[Climate Change Monitoring Report 2023](#)、2024年6月。
- 20 国連環境計画（UNEP）、[Global Waste Management Outlook 2024](#)、2024年2月28日。
- 21 地球環境戦略研究機関（IGES）、[Japan's Plastic Waste Management – Challenges and Potential Solutions](#)、2022年。
- 22 MUFG、[Sustainability Management](#)、2026年10月アクセス。
- 23 MUFG、[Sustainability Report](#)、2025年。
- 24 MUFG、[Sustainability Management](#)、2026年9月アクセス。

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイダンスの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社の「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パーティー・オピニオン（ムーディーズ・インベスターズ・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。）に関する追加条項：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本：日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国：いかなるSPOも、（1）中国の関連法令において定義される中国グリーンボンド評価にも該当せず、（2）いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目録見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、（3）いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2026年 Moody's Corporation、Moody's Investors Service, Inc.、Moody's Analytics, Inc. 並びに（又は）これらの者のライセンサー及び関連会社（以下総称して「ムーディーズ」といいます。）無断複写・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行う関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが提供又は使用可能とする資料、製品、サービス及び公開情報（以下総称して「資料」といいます。）は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。

ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害（インベアメント）が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の類型に関する情報については、ムーディーズの刊行物である「格付記号と定義」の該当する箇所をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付、非信用評価（以下「評価」といいます。）及びムーディーズの資料に含まれているその他の意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの資料はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、法律、コンプライアンス、投資、財務又はその他に関する専門家の助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の資料を提供又は使用可能とします。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見又は資料を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。明確化のために付言すると、ここに記載されるいかなる情報も、ソフトウェアプログラム若しくはデータベースの開発、改良、訓練又は再訓練のために使用することはできません。これには、人工知能、機械学習、自然言語処理ソフトウェア、アルゴリズム、方法論及び/又は型式が含まれますが、これらに限定されません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、規制目的で定義される指標（ベンチマーク）としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標（ベンチマーク）と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付又は評価を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること（独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります）を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、信用格付又は評価の過程で又は自社の資料の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別の、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害（(a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付又は評価の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない）の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの（但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く）、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行いません。

Moody's Corporation（以下「MCO」といいます。）が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます）及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、Moody's Investors Service, Inc.に対価を支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及び「Moody's Rating」のブランド名（以下「Moody's Ratings」といいます。）の下で格付を公表するすべてのMCO関連会社は、Moody's Ratingsの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Service, Inc.から信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト ir.moodysc.com の「Investor Relations」にある「Corporate Governance」内の「Charter and Governance Documents」に、「Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で、毎年掲載されます。

ムーディーズSFジャパン株式会社、Moody's Local AR Agente de Calificación de Riesgo S.A.、Moody's Local BR Agência de Classificação de Risco LTDA、Moody's Local MX S.A. de C.V.、I.C.V.、Moody's Local PE Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local PA Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local CR Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local ES S.A. de CV Clasificadora de Riesgo、Moody's Local RD Sociedad Clasificadora de Riesgo S.R.L.、及びMoody's Local GT S.A.（以下総称して「ムーディーズのNRSROではない信用格付会社」といいます。）は、すべてMCOの間接的完全所有子会社である信用格付会社です。ムーディーズのNRSROではない信用格付会社はいずれも全米で認知された統計的格付機関（NRSRO）ではありません。

オーストラリア専用の追加条項：この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657（オーストラリア金融サービス認可番号336969）及び（又は）Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972（オーストラリア金融サービス認可番号383569）（該当する者）のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したこととなります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。

インド専用の追加条項：ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、インドの証券取引所に上場されている又は上場が提案されている証券に関して、インドに所在するユーザが依拠又は使用することを意図したのではなく、また依拠又は使用するものではありません。

セカンド・パーティー・オピニオン及びネットゼロ・アセスメントに関する追加条項（「格付記号と定義」にて定義されています）：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）及びネットゼロ・アセスメント（以下「NZA」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。SPO及びNZAの発行は、シンガポールを含む多くの法域では規制対象外の活動です。欧州連合（EU）：欧州連合では、Moody's Deutschland GmbH及びMoody's France SASがEUグリーンボンド規則の適用規定に従い、それぞれ外部検証者としてサービスを提供しています。日本：日本におけるSPO及びNZAの開発及び提供は「信用格付業」ではなく「付随事業」に該当し、同国の金融商品取引法及び関連法令に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。

PRC：いかなるSPOも、（1）PRCの関連法令で定義されるPRCのグリーンボンドアセスメントに該当せず、（2）PRC規制当局に提出する登録届出書、募集要項、目論見書その他の文書に記載することはできず、又はPRC規制の開示要件を満たすために使用することはできず、及び（3）PRC内で規制目的のために又はPRCの関連法令で認められていないその他の目的のために使用することはできません。本免責条項の目的において、「PRC」とは、香港、マカオ、及び台湾を除く中華人民共和国本土をいいます。

レポート番号 1499421